

向精神薬試験研究施設設置者登録申請書類記載要領

1 記載上の注意点

項目	注意点
申請者	施設の設置者が申請者となるので、設置者が法人の場合は <u>代表者印</u> を押印してください。
千葉県収入証紙	千葉県収入証紙4,600円分(収入印紙ではなく、 <u>健康福祉センター(保健所)、市町村役場等で販売している収入証紙</u>)を申請書に貼り付けてください。
向精神薬に関する学術研究、又は試験検査の概要	具体的な研究内容、使用する向精神薬の種類、量、用途等を別紙に記載し、申請書類に添付すること。
向精神薬保管庫	必ず施設内に設置しなければならない。 又、盗難防止のため、カギがかかり、容易に動かせない設備でなければならない。

2 添付書類

- ・ 登記事項証明書 (法人の場合のみ必要。)
- ・ 向精神薬に関する学術研究、又は試験検査の概要
(具体的な研究内容、使用する向精神薬の種類、量、用途等)
- ・ 業務所の平面図 (向精神薬保管庫の設置場所を明示したもの)
- ・ 向精神薬保管庫の立体図 (縦・横・奥行きの大きさ、鍵の位置を記載したものの。写真でも可。)

3 提出先

〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部薬務課企画指導室
電話 043-223-2620